

◎新田高等学校いじめ防止基本方針より

<いじめ問題発生時の対応マニュアル（学校生活アンケート時）>

学校生活アンケートより担任が確認

↓ ↑ ↓ 生徒の相談内容を報告

学年主任

↓ 相談内容を報告

人権教育主任

↓

教頭・学年主任・生徒指導部長・人権教育主任で対応を協議

生徒指導部長

人権教育（教育相談）→ カウンセリングなど対応

↓ 調査（いつ頃、誰から、どのような態様かなど）

いじめ可能性認知

校長、教頭に連絡

いじめ対策委員会

◎ 構成員

校長、教頭、生徒指導部長、人権教育主任、工業科長、普通科長、学年主任、特進コース主任、教育相談（特別支援教育コーディネーター）、養護教諭、関係教諭、その他とする。

- いじめ認知報告
- 調査方針・方法等の決定
- 対応班の編成、事案の状況により、メンバーの決定
(学年主任・担任・部活動顧問・学年教員等)
- いじめ解消に向けた指導・支援
(いじめられた生徒・いじめた生徒・いじめを見ていた生徒
クラス・学年・学校)

保護者

*担任一人で対応しない

職員会議

報告
情報共有

*重大事態の場合

県知事
報告

いじめ調査委員会
チーフ
生徒指導部長

被害者支援委員会
チーフ
特別支援教育コーディネーター

再発防止委員会
チーフ
人権同和教育主任

具体的対応策の協議

いじめ解決への指導・支援

継続指導・経過観察

<いじめ問題発生時の対応マニュアル（アンケート以外での対応）>

トラブル認知・・・日常観察・本人・周りの生徒の訴え・アンケート等
 (担任・情報を得た教員)

↓ 報告

学年主任（普通科長・工業科長・特進コース主任）

↓ 報告

生徒指導部長

↓ 調査（いつ頃、誰から、どのような態様かなど）

いじめ可能性認知

校長、教頭に連絡

いじめ対策委員会

◎ 構成員

校長、教頭、生徒指導部長、人権教育主任、工業科長、普通科長、
 学年主任、特進コース主任、教育相談（特別支援教育コーディネーター）、
 養護教諭、関係教諭、その他とする。

- いじめ認知報告
- 調査方針・方法等の決定
- 対応班の編成、事案の状況により、メンバーの決定
 (学年主任・担任・部活動顧問・学年教員等)
- いじめ解消に向けた指導・支援
 (いじめられた生徒・いじめた生徒・いじめを見ていた生徒
 クラス・学年・学校)

⇔ 保護者

*担任一人に対応しない

⇔ 職員会議

報告
 情報共有

*重大事態の場合

⇔ 県知事

報告

県知事

いじめ調査委員会
 チーフ
 生徒指導部長

被害者支援委員会
 チーフ
 特別支援教育コーディネーター

再発防止委員会
 チーフ
 人権同和教育主任

具体的対応策の協議

いじめ解決への指導・支援

継続指導・経過観察

<主な取組と役割分担>

- ◎いじめ問題の対応に当たっては、全ての教員がそれぞれの役割と責任に応じて主体的に関わり、連携協力することが大切である。
- ◎学級担任・副担任は、全ての段階の各取組について、学級経営の責任者であるという立場の重要性をしっかりと認識し、積極的に能動的な対応を行う。
- ◎管理職は全ての取組における最終的な責任者であり、それぞれの取組が円滑に行われるようマネジメントする立場にあることをしっかりと認識し、取組状況の把握や的確な指示・助言を行う。
- ◎いじめ対策委員会は、いじめ問題への対応について中核的な役割を担うものであるが、以下ではそれぞれの取組に応じて、委員会において中心的な役割を果たす者と活動内容を具体的に示す。

	主な取組例	委員会において中心的な役割を担う者
未然防止	○いじめに関する校内研修の計画、実施	生徒指導部長（研修計画の立案・策定）
	○いじめに関する講演会	生徒指導部長（講演計画の立案・策定）
	○カウンセラーによる面接	教育相談担当教員（面接の計画・実施） スクールカウンセラー
早期発見	○「学校生活アンケート」の実施	人権教育主任（調査結果の確認）
	○広報物や保護者会の積極的な活用	人権教育主任
	○被害の子ども・保護者に対するスクールカウンセラー等を活用したケア	教育相談担当教員・養護教諭 スクールカウンセラー
早期対応	○加害の子どもに対する組織的・継続的な観察、指導等	生徒指導部長・学年主任
	○保護者への対応	学年主任・学級担任
	○被害の子どもに対する複数の教員による保護	学年主任・部活動顧問
重大事態への対処	○警察への相談・通報	生徒指導部長（警察との連絡窓口）
	○県知事への報告	学校長
	○いじめ対策緊急保護者会の開催	学校長
再発防止	○再発防止委員会での協議	人権教育主任
	○生徒・保護者への防止策発表	学校長